

自衛官募集対象者情報の提供について

【自衛官募集事務について】

自衛官募集事務は、自衛隊法及び自衛隊法施行令により、市が募集に関する事務の一部を行うこととされています。これは、本来国が果たすべき事務を市が代わりに行うよう、地方自治法及び地方自治法施行令で定められている**法定受託事務**であるためです。本市でも、自衛隊からの依頼を受け、募集情報の広報紙への掲載や、**住民基本台帳の閲覧による募集対象者の情報提供等**により、以前から募集事務の一部を実施していますが、令和3年度から**募集対象者の情報提供の方法を変更**しました。

【募集対象者の情報提供方法】

令和2年度まで

自衛隊が対象者へ募集案内を送付するため、**住民基本台帳法第11条第1項**に基づく請求により、自衛隊が住民基本台帳を閲覧し、募集対象者※の情報（**氏名・住所・生年月日・性別**）を書き写していました。

※静岡市内に住民登録があり、当該年度に**18歳**を迎える、日本国籍を有する方（DV等支援措置対象者を除く）

提供方法の変更

令和3年度から

自衛隊が対象者へ募集案内を送付するため、**自衛隊法施行令第120条**に基づき市へ情報提供を依頼し、市は依頼を受けて募集対象者の情報（**氏名・住所**）を**宛名シール※1**に印刷して自衛隊へ情報提供※2を行います。

※1 宛名シール台紙は自衛隊からの提供

※2 提供する個人情報については、適切な保管はもとより、複製・複写・持出の禁止、募集目的以外の利用の禁止、情報を取り扱う者への必要な監督・教育の実施、不要となった情報の適切な廃棄等、**自衛隊に誓約をさせています。**

関係法令

※自衛隊法第97条

「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」

※自衛隊法施行令第120条

「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」

※住民基本台帳法第11条第1項

「国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、（中略）当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに関覧させることを請求することができる。」

【提供方法変更にあたっての検討事項】

○静岡県個人情報保護条例における整理

静岡県個人情報保護条例では、個人情報の外部提供を制限しておりますが、法令等の任意規定に基づく照会に対しては、

- ①照会の目的や趣旨、提供する個人情報の内容等の考慮 ②公益上の必要性 の2つの観点から検討し、差し支えないと判断した場合、**必要最小限の個人情報に限り外部提供できる**としています。

また、提供にあたり本人の同意は必要としていません。

(抜粋) 個人情報保護条例第10条 提供の制限

実施機関は、法令等に定めがある場合を除き、利用目的以外の目的のための実施機関以外のものへの保有個人情報の提供をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、外部提供をすることができる。(中略)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関が、審議会の意見を聴いた上で公益上必要があると認めるとき。

①照会の目的や趣旨、提供する個人情報の内容等の考慮にあたり検討した具体的内容

(1) 照会内容が事務の執行に必要な範囲内であること

⇒提供する個人情報の用途は、「**当該年度の自衛官(候補生)の募集**」に限定されています。

(2) 照会することに合理的な理由があること

⇒自衛官募集事務は、自衛隊法に基づき市が国の代わりに行う**法定受託事務**です。

(3) 情報収集の手法として有効な代替手段がないこと

⇒対象者情報の紙媒体(宛名シール)での提供以外に、**正確性・効率性・網羅性**を兼ね備えた有効な代替手段はありません。

(4) 提供する個人情報が大量でないこと

⇒これまでの住民基本台帳の閲覧による「**氏名・住所・性別・生年月日**」の4情報の提供から、「**氏名・住所**」の2情報の提供に限られます。

②公益上の必要性

近年激甚化する風水害や、甚大な被害が想定される南海トラフ地震等の発生が危惧される中、「**災害に強く安全・安心なまち**」を目指す本市としては、自衛隊の活動の一環である「**災害救助**」の**重要性**と、大規模災害時において**自衛隊と共に地域を守る必要性**を考慮し、慎重に検討した結果、公益性が十分あると考えています。

自衛隊への募集対象者の情報提供は、住民基本台帳の閲覧という形で従前から実施していましたが、上記の2点の検討内容を踏まえ、これまでよりも提供する個人情報を限定できること、発送後は手元に情報が残らないこと等から総合的に判断し、令和3年度より宛名シールでの提供に切り替えました。